21　法第四十一条第十項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるものは、個人がその居住の用に供する第一項各号に掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で、都市の低炭素化の促進に関する法律第二条第三項に規定する低炭素建築物（次項において「低炭素建築物」という。）に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとし、その者がその居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

22　法第四十一条第十項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものは、個人がその住の用に供する第一項各号に掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で、都市の低炭素化の促進に関する法律第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第十二条に規定する認定集約都市開発事業（当該認定集約都市開発事業に係る同条に規定する認定集約都市開発事業計画が財務省令で定める要件を満たすものであるものに限る。）により整備される特定建築物（同法第九条第一項に規定する特定建築物をいう。）に該当するものであることにつき当該個人の申請に基づき当該家屋の所在地の市町村長又は特別区の区長により証明がされたものとし、その者がその居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

第二十六条の二を次のように改める。

第二十六条の二　削除

第二十六条の三第一項中「同条第五項」を「同条第十項」に改め、同条第三項中「及び次条第二十三項」を削り、「が法第四十一条第一項」を「が同条第一項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第十項」に改め、同条第四項中「同条第十七項」を「同条第二十四項」に改める。

第二十六条の四第二項中「第四項の」を「第五項の」に、「同条第一項又は第四項」を「同条第一項」に改め、「）の金額」の下に「又は断熱改修住宅借入金等（法第四十一条の三の二第五項に規定する断熱改修住宅借入金等をいう。以下この条において同じ。）の金額」を加え、「第四項に規定する住宅」を「第五項に規定する住宅」に、「に当該住宅」を「又は当該断熱改修住宅借入金等に当該住宅」に、「増改築等住宅借入金等が」を「増改築等住宅借入金等又は断熱改修住宅借入金等が」に、「金額の合計額は」を「金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額の合計額は」に改め、同条第三項中「第四項」を「第五項」に、「に当該家屋」を「又は断熱改修住宅借入金等に当該家屋」に、「が含まれる」を「又は断熱改修住宅借入金等が含まれる」に改め、同項各号中「金額は、当該金額」を「金額又は断熱改修住宅借入金等の金額は、当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額」に改め、同条第五項第一号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六項中「第五項」を「第六項」に、「第二十六条第二十三項各号」を「第二十六条第二十五項各号」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に、「第四項」を「第五項」に、「第二十六条第二十三項各号」を「第二十六条第二十五項各号」に、「第二十六条第二十三項第一号」を「第二十六条第二十五項第一号」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項第六号」を「同条第二十五項第六号」に改め、同条第十七項中「第四項」を「第五項」に改め、「、第二十二項及び第二十三項」を削り、「金額（」を「金額又は断熱改修住宅借入金等の金額（」に、「取得に係る増改築等住宅借入金等」を「取得に係る住宅借入金等」に、「金額を」を「金額又は断熱改修住宅借入金等の金額を」に改め、同条第十八項中「第四十一条の三の二第五項」を「第四十一条の三の二第六項」に改め、同条第十九項中「第四十一条の三の二第四項」を「第四十一条の三の二第五項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に、「第二十六条の二十八の五第九項」を「第二十六条の二十八の五第八項」に改め、同条第二十項中「第四十一条の三の二第五項に規定する政令」を「第四十一条の三の二第六項に規定する政令」に改め、同項第一号中「同条第五項」を「同条第六項」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「第四十一条の三の二第五項」を「第四十一条の三の二第六項」に改め、同条第二十一項中「第四十一条の三の二第七項」を「第四十一条の三の二第八項」に改め、同項第一号中「第二十六条第二十六項第一号」を「第二十六条第二十八項第一号」に改め、同項第二号中「に係る」を「若しくは断熱改修住宅借入金等に係る」に、「の金額」を「の金額若しくは断熱改修住宅借入金等の金額」に改め、同条第二十二項及び第二十三項を削り、同条第二十四項中「同条第十七項及び第十八項」を「同条第二十四項及び第二十五項」に、「、同条第十七項」を「、同条第二十四項」に、「同条第十八項」を「同条第二十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第四項の規定により」を「第五項の規定により」に、「又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等又は同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等に」を「に規定する増改築等住宅借入金等に」に、「当該住宅借入金等」を「当該増改築等住宅借入金等又は当該断熱改修住宅借入金等が」に、「これらの増改築等住宅借入金等」を「当該増改築等住宅借入金等又は当該断熱改修住宅借入金等が」に、「同条第五項」を「同条第十項」に、「第四項に規定する住宅の増改築等」を「第五項に規定する住宅の増改築等」に改め、「部分」と」の下に「、「当該住宅借入金等の」とあるのは「当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の」と」を加え、「又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等」を「に規定する増改築等住宅借入金等の金額又は同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等」に、「法第四十一条第一項に」を「同条第一項に」に、「同条第三項の」を「同条第六項の」に改め、「「同条第一項の」とあるのは「法第四十一条第一項の」と」を削り、「又は第四項に規定する居住者」を「又は第五項に規定する居住者」に、「とする」を「と、同条第四項中「所得税につき」とあるのは「所得税につき法第四十一条の三の二第一項の規定により」と、「同条第二十四項」とあるのは「次条第二十二項の規定により読み替えられた法第四十一条第二十四項」と、「の添付」とあるのは「及び次条第二十二項の規定により読み替えられた法第四十一条第二十四項に規定する財務省令で定める書類の添付」とする」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十四項とし、同条第二十七項を同条第二十五項とする。

第二十六条の九の二第一項第一号中「第二十六条の十五の二」を「第二十六条の十六」に改め、同号イ中「から第二十六条の十五の三まで」を「、第二十六条の十二及び第二十六条の十五」に改める。

第二十六条の九の三の見出し中「特定割引債」を「特別割引債」に改める。

第二十六条の十一第一項中「同条第九項に規定する」を削り、「の利子」を「法人」に改め、「の償還差益（」を削り、「）に規定する」の下に「割引債（第三項において「割引債」という。）の償還差益（同条第七項に規定する」を加え、「同じ。）」を「同じ。）、法人」に、「利子配当等」を「配当等」に、「租税特別措置法第四十一条の十二第九項」を「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の十一第三項（償還差益に対する所得税額の法人税額からの控除）」に、「前項」とする」を「前項」と、「株式及び」とあるのは「割引債、株式及び」と、「と集団投資信託の受益権と」とあるのは「又は集団投資信託の受益権の三種類」と、同項第一号中「の数（」とあるのは「の数（割引債については額面金額とし、」と、「、金額」とあるのは「金額とする」とする」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する短期公社債とは、割引の方法により発行される公社債で次に掲げるもののうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年以下であるものをいう。

一　国債

二　社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債又は同法附則第三十六条第一項に規定する振替外債のうち財務省令で定める要件を満たすもの